

学術集会に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(学術集会)

第1条 定款第4条第1項(1)にもとづく学術集会は、学術総会、支部会及びその他とする。

(学術総会)

第2条 学術総会は通常毎年1回開催する。

- 2 学術総会は学術総会会頭（以下会頭とよぶ）が主催する。
- 3 会頭、開催地及び期日は理事会議決を経て前々年度の総会において発表する。
- 4 学術総会の運営は学術総会準備委員会（以下準備委員会とよぶ）が行う。
- 5 準備委員会委員は会頭が委嘱する。

(支部会)

第3条 支部会は各支部において適当な時期に年1回以上開催する。

(その他)

第4条 第1条のその他とは国際学術集会、研修会、講演会などである。

(細則の変更)

第5条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。